

平成 23 年度施策に向けた

# 要 望 書

社団法人 埼玉県商工会議所連合会

# 目 次

## I 総括的要望

- 1 持続的な景気浮揚対策について…………… 1
- 2 中小企業における雇用の確保について…………… 1
- 3 中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現について…………… 1

## II 個別的要望

### 《商工会議所活動・地域整備等関係》

- 1 商工会議所機能の充実について…………… 2
  - (1) 商工会議所の経営基盤の強化について
  - (2) 商工団体の統合に係る特別措置について
- 2 公共調達における県内事業者育成の仕組づくりについて…………… 3
- 3 鉄道網の整備促進と利便性の向上について…………… 3
- 4 道路交通網の整備促進について…………… 4
- 5 拠点施設の整備について…………… 4
- 6 森林及び河川環境価値の創造について…………… 4

### 《商業・観光振興関係》

- 1 商店街活性化とまちづくりの推進について…………… 5
  - (1) 商店街及び個店に対する対策の拡充強化について
  - (2) 県・市職員のまちづくりへの積極的な参画について
- 2 大型店等対策の充実・強化について…………… 5
  - (1) 県条例の制定について
  - (2) 市条例の制定に対する支援について
- 3 観光の振興について…………… 6

## 《工業・技術振興関係》

- 1 ものづくり人材の確保・育成支援について…………… 7
  - (1) 人材確保について
  - (2) 人材育成について
  - (3) 外国人労働者受け入れについて
  
- 2 産業の活性化に対する支援について…………… 8
  - (1) 研究開発・技術力強化について
  - (2) 知的財産権取得について
  - (3) 販路開拓・取引斡旋等について
  - (4) 工場立地について
  
- 3 環境問題への取り組み支援について…………… 9
  - (1) CO<sub>2</sub> 排出削減への対応について
  - (2) ISO認証取得について

## 《中小企業経営支援関係》

- 1 中小企業向け金融対策の継続実施と運用の改善について……………11
  - (1) 埼玉県制度融資・経営革新計画等について
  - (2) マル経融資について
  
- 2 ビジネスチャンス拡大に向けた海外進出支援の強化と拡充について…12
  
- 3 雇用維持のための制度の拡充と取り組み強化について……………12
  
- 4 企業活力増進と景気対策のための税制改善について……………12
  
- 5 商工会議所における消費税の課税取引の見直しと改善について……………13

## I 総括的要望

### 1 持続的な景気浮揚対策について

昨年来、国の経済対策を中心として県においても各種の景気浮揚対策が打ち出され、一部に明るさを取り戻してきているという報道からも、こうした対策が一定の効果を上げているものと認められる。しかし、その回復は力強さに欠け、総じて中小企業は依然として厳しい状況にある。また、最近の円高の進行は折角回復傾向にある日本経済に水を差すものであり、国の経済対策の終了と相まって、先行きは不透明でもある。

地域経済を活性化させ、景気の底上げをするためには、地域を支えている中小企業がしっかりと事業を続けられるようにすることが重要であり、そのための環境づくりが行政の役割である。

そのため、県においては、国の財源に頼る一過性の景気浮揚策ではなく、厳しい財政状況下であるが、一定の県独自の予算を確保し、引き続き、仕事の確保や売上増加のための支援、金融支援を中心とした中小企業の景気浮揚対策を講じていただきたい。

(要望先：埼玉県)

### 2 中小企業における雇用の確保について

一昨年のリーマンショック以降、非正規労働者の解雇が続き、今なお厳しい労働情勢が続いている。埼玉県では県民の安心安全の一環として、国の雇用対策を補完する形で労働政策を推進しており、徐々にではあるが一時の最悪期を脱しつつあり、一定の評価ができる。

現在のこの厳しい状況は、就業を希望する若者を中心とした県民にとっては死活問題であるが、一方で中小企業にとっては優秀な人材を確保できるチャンスとも捉えることができる。

そこで、各種労働条件に関する大企業との格差是正、仕事と家庭の両立支援、中小企業での就業体験を通じた若者の中小企業に対する意識改革など、中小企業の労働力確保に資する施策を推進していただきたい。

(要望先：埼玉県)

### 3 中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現について

現下の経済状況において、多くの中小企業は事業の存続に懸命に努めているが、一方で、新製品や新技術開発、他分野への参入などに果敢に挑戦し、成長発展を成し遂げている企業もある。

不況期は次世代新産業の胎動期、新たなビジネスチャンスと言われているが、多くの中小企業は具体的な行動が見いだせず、取組に躊躇しているのが実情である。

そこで、県においては、成長可能性の高い次世代産業に果敢に挑戦できるように、引き続き、企業の経営革新や新技術開発等におけるきめ細かな助言指導や開発資金支援、次世代の産業人材育成などの産業労働政策を展開していただきたい。

(要望先：埼玉県)

## Ⅱ 個別的要望

### 商工会議所活動・地域整備等関係

( 総務・地域振興委員会 )

#### 1 商工会議所機能の充実について

商工会議所は地域における唯一の総合的経済団体として、小規模事業者に対して、税務・金融等の相談・指導を行うだけでなく、創業・経営革新、事業承継、倒産防止事業再生、人材育成など、その経営力強化のための様々な支援を行っている。

さらに、地域資源活用や農商工連携などを通じて、中小企業振興、商店街の活性化、まちづくり、観光振興等に関する国や県の施策実施の一端を担い、地域活性化のための諸事業の実務を担うプラットフォーム的な役割を果たして地域経済の振興に貢献している。

なかでも、15商工会議所に配置されている経営指導員等150人は管内の小規模事業者約9万4千社の経営支援や地域振興について、裏方として地道で時間のかかる事業・活動に従事している、商工会議所にとって欠くことのできない人的基盤である。

特に、一昨年来の中小企業を取り巻く厳しい経営環境において、小規模事業者の相談は単に件数が増加するだけでなく、経営全般にわたる様々な課題が高度化、複雑化してきており、経営指導員の役割がますます高まっている。

については、次の事項について配慮願いたい。

##### (1) 商工会議所の経営基盤の強化について

複雑、多様化する課題を抱える小規模事業者の経営力の向上を支援し、中小企業を底上げして埼玉県経済の総合的な発展を図るため、中小企業対策予算及び小規模対策予算の拡充並びに小規模事業経営支援推進費の安定的確保と充実を図られたい。

ア 一般歳出に占める中小企業対策予算及び小規模事業対策予算の拡充

イ 小規模事業経営支援事業費補助金の安定的かつ継続的な確保

(要望先：経済産業省、埼玉県)

##### (2) 商工団体の統合に係る特別措置について

市町村合併は一定の進展がみられたが、その結果、同一市町に複数の商工団体が存在する状態が続いており、現に同じ行政区域にありながら、異なる待遇にある小規模事業者が存在している。

こうした事業者に対して等しく小規模事業指導事業が受けられるようにするとともに、一市町村一商工団体の基本方針を進めるためにも次の事項に関して小規模事業指導事業要綱を改正されたい。

ア 補助対象職員設置数の統合前設置数データ置き条項の延長【新】

イ 同一市域内事業者に対して商工団体の定款区域外であってもマル経資金の推薦など小規模事業者指導事業の実施を可能とする措置【新】

(要望先：埼玉県)

## 2 公共調達における県内事業者育成の仕組づくりについて

一昨年のリーマンショック以降の不況により税収が落ち込み、国・地方自治体とも財政情勢が悪化する中で、公共事業予算は著しく減額となっている。

しかも、各自治体とも建設工事に関しては最低制限価格の制度を弾力的に運用し、ともすれば、価格のみの入札方法も採用している。

その結果、建設業者は少しばかりの受注確保のため極端な低価格での入札、ダンピングまがいの競争を余儀なくされており、下請事業者も含め収益性が著しく悪化し、倒産件数も高止まりしているのが現状である。特に、経営基盤が脆弱な中小企業にとってはその傾向が顕著である。

今後もこうした状況が続けば、安全・安心な生活に関わる重要な建築工事の品質低下や下請事業者へのしわ寄せといった社会全体にとって大きなマイナスとなるおそれがある。については、次の事項について配慮願いたい。

ア 真水としての公共工事による市場規模の拡大

イ 工事の発注や資材の購入、物品の調達において、地元の事業者により発注できる仕組みづくり及び地元事業者の積極的な活用

ウ 公共工事における公正・適正な競争のための環境整備、ルールの厳格な運用【新】  
(要望先：国土交通省、埼玉県)

## 3 鉄道網の整備促進と利便性の向上について

県民の通勤通学の利便性向上、雇用機会拡大などとともに、地域経済の発展のためには公共輸送機関である鉄道網の整備が不可欠である。また、公共輸送機関は災害等非常時における県民のための複数の避難経路の確保、緊急物資の輸送など安心・安全な生活を確保する上で非常に重要な役割を担う。については、次の事項について整備の促進及び利便性の向上を図られたい。また、県においてはこの事項について関係機関へ強く要望されたい。

ア 都市高速鉄道東京7号線岩槻延伸の早期実現

イ 都市高速鉄道東京8号線の早期実現

ウ 埼京線、川越線、八高線の複線化の早期実現及び川越線の八王子延伸及び増発

エ 都市森林鉄道の実現

オ 高崎線、宇都宮線湘南新宿ラインの川口駅新ホームの建設と停車の実現

カ 高崎線快速停車駅の延長及び籠原操車場の移転

キ 本庄早稲田駅発着本数の増加及び本庄駅発時間の早朝化【新】

ク 春日部駅付近連続立体交差事業の早期着工【新】

(要望先：国土交通省、埼玉県、さいたま市、東京都、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社)

## 4 道路交通網の整備促進について

慢性的な渋滞等による物流コストの増大、ビジネスチャンスの損失を極力避けるためには道路交通網の整備や運賃体系の見直しが不可欠になっている。また、道路交通網は緊急時の避難路や物資の輸送経路など安心・安全な生活の確保を図る上で、非常に重要な役割を担う。ついては、次の事項について整備の促進を図られたい。また、県においては関係する事項について国等へ強く要望されたい。

ア 圏央道全線の早期開通

イ 東京外かく環状道路全線の早期開通

ウ 国道17号上尾道路全線の早期整備及び供用区間に係る主要交差点の改良

エ 国道17号本庄バイパス全線の早期着工

オ 新荒川大橋・戸田橋間、新荒川大橋・鹿浜橋間の荒川新橋の建設促進

カ 国道16号入間市河原町付近の4車線化

キ 都市計画道路東京狭山線の早期全線開通及び暫定整備区間の早急な4車線化

ク 北関道太田・藪塚IC～関越道嵐山IC・花園IC中間地点を結ぶ新たな県道の整備【新】

ケ 主要地方道さいたま菖蒲線の県道上尾蓮田線まで早期延伸【新】

(要望先：国土交通省、埼玉県、東京都、所沢市、東日本高速道路株式会社)

## 5 拠点施設の整備について

地域経済活性化やまちづくり、企業の利便性向上など様々な役割・機能が期待される次の拠点整備等について配慮願いたい。

ア テクノグリーンセンター予定地を含む県北地域における開発（行政機関の集約、教育機関や研究機関等の誘致）【一部新】

イ 西部地域振興ふれあい拠点施設における商業機能を付加したうえでの早期着工、街びらき【一部新】

(要望先：埼玉県、熊谷市、川越市)

## 6 森林及び河川環境価値の創造について

県西部・秩父地域には自然豊かな森林や河川といった貴重な地域資源が存在する。これらの資源は本来の機能に加え、環境保全や健康保持、教育、観光など様々な分野での新たな価値観のもとで利活用できる資源である。

ついては、「森の幼稚園、森の小学校」の設置、森林療法的散策コースの充実、親水空間として活用を念頭おいた河川整備、遊歩道の設置など、教育や福祉、観光と森林、河川をリンクさせた地域活性化施策の構築を図られたい。【一部新】

(要望先：埼玉県)

## 商業・観光振興関係

( 商業・観光振興委員会 )

### 1 商店街活性化とまちづくりの推進について

少子・高齢化が進む中で、中小小売商業は、後継者難、流通システムの変化、消費者ニーズの多様化、大規模小売店舗の郊外進出などの影響を大きく受け、事業廃止となり、商店街の空き店舗化の歯止めがきかず空洞化が進行している。空き店舗の増加は、商店街機能の低下、高齢者の生活利便性の低下、防犯・防災等の面からも大きな問題となっている。

今後は、文化・歴史の継承、防犯・防災、観光等も含めた幅広い機能をもった中心市街地を、高齢者・子供も含めた地域住民と一体となったコミュニティとして再生・充実を図り、新たなまちづくりを推進することが重要である。

そのためには中小小売店の存続発展、商店街活性化への手厚い補助はもとより、定年退職者のまちづくりへの参加が大事であるので、次の事項に配慮されたい。

#### (1) 商店街及び個店に対する対策の拡充強化について

ア 空き店舗の活用を促す「空き店舗対策補助制度」の充実及び県・市・商工会議所・商店会との連絡会議の創設

イ 中心市街地への公的文化施設の立地促進支援

ウ 商店街街路灯 LED 照明への改修に対する補助金の拡大

(要望先：埼玉県)

#### (2) 県・市職員のまちづくりへの積極的な参画について

定年退職者の積極的参画による、まちづくりの企画・実行の促進を図るために支援制度の充実【新】

(要望先：埼玉県、関係市)

### 2 大型店等対策の充実・強化について

県は、平成19年度に「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」を策定・公表し、これまで業界4団体及び県内立地の大型店、チェーン店の本社、本部に対し、県、商工会議所連合会及び商工会連合会の三者で趣旨の徹底を図るために直接要請活動を行ってきた。

しかし、この間大型店やチェーン店の商工団体や商店街への加入率は改善されておらず、その成果が認められるとは言い難い。そこで「ガイドライン」よりも効果が期待される条例の制定を要望する。なお、条例の内容には次の項目を盛り込まれたい。

#### (1) 県条例の制定について

ア 地域のまちづくり、商店街・商工団体への参画等の地域商業貢献指標の見直し

- イ 地域商業貢献指標に係わる数値目標の設定及び取り組み状況の公開制度など評価制度を導入
- ウ 地域商店街未加入大型店等への加入勧告指導
- エ 地域商店街と大型店等との話し合いの場の設営  
(要望先：埼玉県)

## (2) 市条例の制定に対する支援について

現在県内には市町村においても、大型店の地域貢献条例が制定されはじめているが、この取り組みを多くの地域に広げ、県の条例と連動させることが効果を上げると考えられる。そこで、県としては条例未定の市町村に対して制定に関する支援を願いたい。

(要望先：埼玉県)

## 3 観光の振興について

観光産業は、経済波及効果が高く、地域の経済活動や雇用を活性化させ地域の振興に大きな影響を与えているといわれている。

埼玉県は首都圏に立地し、国内外から多くの観光客を受け入れる余地がある。

従来からの伝統的手工芸品、地場産業、ものづくり関連産業をはじめ農商工連携による産業、グルメ、アニメなど若者にも好まれるサービス産業なども育っており、地域観光資源は多彩で豊富である。

観光を基幹的産業とするためには、国内外からの観光客に対して、県内各地域の連携による資源の有効活用と宿泊観光地化を目指す必要がある。

そのためには更なる観光人材の育成、文化の伝承、魅力あるまちづくりが必要であるので、次の事項に配慮されたい。

ア 「彩の国だより」などの紙媒体のほか、「インターネット」など電子媒体による積極的PR

イ 地域ブランド商品の開発および販路開拓支援

ウ お客様のニーズにあった「埼玉県内の観光案内人」や「各地域ごとの観光ボランティアガイド（まちの案内人）」育成のための指導員など、有資格制度の構築【新】

エ 外国人受け入れのための「接客技術」の向上、「外国語案内板」等の設置、「クレジットカード利用システム」の促進など体制構築のための支援【新】

オ 「グリーンツーリズム」や「体験型産業観光コース」開発事業を地域団体、事業者が行う場合の支援【新】

(要望先：埼玉県)

# 工業・技術振興関係

( 工業・技術振興委員会 )

## 1 ものづくり人材の確保・育成支援について

急速な人口減少や少子・高齢化の進展に伴い、今後、生産年齢人口の大幅な減少が予想される中で、中小企業は熟練労働者の退職と新たな労働力の確保という大きな課題に直面しており、我が国製造業を支えてきた高度なものづくり技術・技能の喪失が懸念されている。こうした状況から、労働力の確保、ものづくり技術の継承は中小企業にとって、より重要な課題となっている。

については、ものづくり人材の確保・育成が十分に図られるよう、次の事項について配慮願いたい。

### (1) 人材確保について

熟練技能者の高齢化、若年者のものづくり離れにより、中小製造業の人材確保は容易でない状況にある。また、若者の多くが大企業や都心への就職志向が強いため優良な中小企業でも採用が困難である一方、求職者に対する十分な情報提供を行う余裕もなく、中小企業における人材の確保は一層厳しい状況となっている。地域の企業をもっと良く知ってもらい、雇用に繋げ、技術を受けついで行くという一連のシステムを確立することは地域産業の活性化を図るために重要であると考えられる。

については、中小企業が優秀な人材を確保出来るよう、次のような支援を講じられたい。

ア 産学官が相互に連携して中小企業の即戦力となる産業人材を育成するシステムの確立

イ 地域で育成した産業人材が地元就職し、技術を受け継いでゆけるシステムの確立

ウ 地域の企業への関心を深めるために効果的であるインターンシップ事業に対する支援の拡充

(要望先：経済産業省、文部科学省、厚生労働省、埼玉県)

### (2) 人材育成について

ものづくり技術の振興のためには、これを支える創造性に富んだ人材の育成が不可欠である。大企業に比べ教育訓練投資がままならない中小企業においては、競争力を高めるため工業系大学などの外部機関との有機的な連携を進めることが必要である。

については、人材育成に対する各種支援制度の充実・強化が図られるよう、次のような対策を講じられたい。

ア 企業と公的機関及び工業系大学等との人材・技術交流が円滑に実施できるよう支援の充実

イ 工業系大学や公的機関等で開催される各種研修事業の充実及び受講に対する

助成制度の拡充

ウ 技術アドバイザー派遣等支援体制の充実  
(要望先：埼玉県)

### (3) 外国人労働者受け入れについて

国内の雇用関係が悪化する中、中小企業のものづくり力を維持してゆくため、外国人労働者の受入体制整備について、次の事項について配慮願いたい。

ア 技能実習について、現状3年を5年に延長する等、研修期間の延長

イ 一定の管理の下に外国人単純労働者を受け入れる制度の創設

(要望先：経済産業省、文部科学省、法務省、厚生労働省、埼玉県)

## 2 産業の活性化に対する支援について

我が国ものづくり産業は世界的な景気後退の影響により、依然として厳しい環境下におかれているが、このような時こそ、イノベーションに果敢に挑戦し、市場の創造と開拓に取り組む等、将来の成長を見据えて活路を開いてゆくことが求められている。

については、ものづくり産業の活性化が円滑に図られ、競争力が発揮できるよう、次の事項について配慮願いたい。

### (1) 研究開発・技術力強化について

ものづくりは、全産業の中で最も国際競争力のある分野であり、他産業への波及効果も大きく、我が国の経済成長の原動力となっている。産業力強化に直結するものづくり技術の振興に向けて、技術水準の向上等が図られるよう、次の事項について配慮願いたい。

ア 産業技術総合センターにおける開放機器の企業ニーズに即した更新【新】

イ 技術アドバイザー派遣人材リストの整備【新】

ウ 県産材の更なる利用促進を図るため、埼玉県農林総合センター等の公的産業研究施設の高度な研究施設としての充実強化【新】

エ 研究・技術開発等に関する委託・補助事業等の手続の簡素化、審査期間の短縮化等、利用者が活用しやすい制度運用の実施

オ 共同研究・開発を更に促進するため、企業と工業系高校・大学等との産学連携に対する支援の拡充

(要望先：経済産業省、埼玉県)

### (2) 知的財産権取得について

中小企業における知的財産の保護及び戦略的な活用に向けて、審査請求料や特許料の減免制度について、適用要件のさらなる緩和を図るとともに、減免措置の拡充や補助制度の創設等による負担軽減を図られたい。

(要望先：経済産業省、特許庁、埼玉県)

### (3) 販路開拓・取引斡旋等について

中小企業にとって、優れた技術を持ちながら具体的な市場が未だ確立していない、また、広域的な販路開拓を行いたいが手がかりがないなど、単独での販路開拓を実施することは困難な一面がある。

については、中小企業が販路拡大のための商談会、見本市の開催及び参加が容易に出来るよう、次の事項に配慮されたい。

ア 広域での取引商談会等の開催及び出展に対する支援の拡充

イ ビジネスマッチングに必要な専門コーディネーターの育成支援【新】

ウ 技術開発費補助金（国・県等）を活用した場合の販路開拓・量産化等、市場化に対する支援の拡充【新】

（要望先：埼玉県）

### (4) 工場立地について

埼玉県におかれては、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備に伴い、産業立地促進に対する新たな環境整備が整いつつある。一方、既存の県内中小企業は住工混在地域等の厳しい環境から、やむなく県外への移転や廃業に追い込まれるという現状も見受けられる。

については、更なる企業立地を促進するとともに、県外への産業流出を防止し県内産業の活力を維持、促進してゆくため、次の事項について配慮されたい。

ア 少ない初期投資で立地が可能となるよう工業団地の造成に際して建物付きでの長期賃貸方式の導入又は分譲支援制度の創設

イ 工場立地の促進、または他県への流出防止のため、地下水取水制限の県全体地域の見直し

（要望先：埼玉県）

## 3 環境問題への取り組み支援について

CO<sub>2</sub> 排出削減、グリーン調達等地球温暖化対策への対応など企業を取り巻く状況は大きく変貌している。

特に中小企業にとっての環境問題への取り組みは、『環境と経済の両立』が重要であり、エネルギー消費の節約、コスト削減は企業の生産性向上に直結することで経営基盤の強化が図れることが期待されている。

一方、省エネ、低炭素社会の実現は新たな事業分野として注目されており、企業にとってのビジネスチャンスでもある。

現在、我が国の省エネ技術は世界のトップレベルにあり、環境問題への取り組み強化は、成熟期を迎えた日本経済を大きく成長させることも可能である。

については、中小企業における環境対策を一層推進するため、次のような対策を講じられたい。

### (1) CO<sub>2</sub> 排出削減への対応について

環境問題に取り組む中小企業にとって、その費用負担が経営に大きな影響を与え

るものとなっている。特に環境関連新技術の研究開発を行う中小企業にとってその開発負担が大きく、現助成制度は利用しやすいものとは言えないため、助成制度の拡充により研究開発への取り組みを更に促進されたい。

また併せて、所有設備の省力化改修や最新設備の買い換えに対する助成措置の拡充を図り、地球温暖化対策を効果的に推進されたい。

(要望先：埼玉県)

## (2) ISO認証取得について

中小企業の環境経営に対する取り組みを容易にするため、ISO14001（国際標準規格）認証の取得・維持にかかるコスト削減を図り、普及促進の具体策を講じられたい。

(要望先：経済産業省、環境省、埼玉県)

# 中小企業経営支援関係

( 中小企業経営委員会 )

## 1 中小企業向け金融支援の継続実施と運用の改善について

中小企業の経営状況は、リーマンショックによる経済不況の影響から完全には回復していない。

このような中で、県制度融資・信用保証協会の果たす役割は非常に重要である。また民間金融機関融資機能とともにマル経（小規模事業者経営改善資金）は中小企業にとって大変頼りになる資金である。

地域を支え、地域経済の活力の源泉である中小企業を金融面から継続して支援していくことが、現下の最重要課題であるとの認識に立ち、金融支援の継続実施と運用の改善・弾力化について配慮されたい。

(要望先：埼玉県、埼玉県信用保証協会、経済産業省、中小企業庁、日本政策金融公庫)

### (1) 埼玉県制度融資・経営革新計画等について

ア 企業の業績回復に伴う追加借入が可能等の柔軟な融資制度の運営・条件緩和措置と資金繰り安定化に向けた信用保証料の軽減【新】

イ 経営革新計画承認と融資の連動・優遇措置の制度化と計画達成のための専門家派遣による事業化支援【新】

ウ 起業資金の融資採択判断時の事業計画重視の融資運営【新】

エ 資金繰り等のために迅速な利用を可能とし、商工会議所の意見と保証実績を重視して審査期間が短期間で実行できる小口運転制度融資の創設【新】

オ 保証協会の迅速・柔軟な審査と審査期間の短縮化

カ 事業承継に係わる人材の育成と県内をカバーできる相談窓口の拡大等の支援体制強化

### (2) マル経融資について

ア 現行融資限度額（1,500万円）・据置期間（運転：1年以内・設備：2年以内）の引き上げ・改善

イ 地区要件と従業員要件の緩和

地区要件：平成の大合併により従来の地区以外からマル経取扱の要望が増えており、県内であれば取扱が可能とするなどの地区要件の撤廃・緩和措置の実現

従業員要件：商業・サービス業 5人以下から10人以下に緩和

製造業その他 20人以下から30人以下に緩和

(ソフトウェア業は製造業とする)

## 2 ビジネスチャンス拡大に向けた海外進出支援の強化と拡充について

中国を始めとするアジア地域への県内企業の進出は、販路拡大・現地生産などを目的として急速に進んでいる。

しかしながら、進出に伴う判断材料が充分でないため進出機会を失ったり、また進出後の情報が不足しリスクを負担しきれないため撤退を余儀なくされている中小企業も多く、早急な海外進出支援の強化と拡充が求められる。

(要望先：埼玉県、埼玉県中小企業振興公社、JETRO、中小企業庁、)

ア 海外進出に伴う諸手続・リスク把握等の指導研修と進出後の受注機会・取引先紹介等のバックアップ支援策の強化・拡充【新】

## 3 雇用維持のための制度の拡充と取り組み強化について

中小企業の多くは、如何に雇用を守り企業を存続させるか、厳しい状況の中におかれている。また、被雇用者にとっては、子育てに組み込みながら安心して働ける社会制度の充実を望んでいる。

こうした実態を踏まえ、雇用維持のための制度拡充と更なる取り組みの強化を図りたい。

(要望先：厚生労働省、埼玉県)

ア 高齢者雇用に係わる就業意欲維持のための助成金支援の充実と若年者派遣社員等への就業機会の積極的提供と能力・意欲に応じた正規社員登用の取り組み強化

イ 利用者の事務負担軽減を意図した年金・健康保険業務の効率化と信頼できる社会保険手続きの事務の早期回復【新】

ウ 雇用保険二事業（雇用安定・能力開発）の有効性の検証・見直しと事業所負担保険料率の引き下げ【新】

エ 子育て両立に向けた公立保育園の増強と支援策の周知・利用拡大等の制度の拡充

## 4 企業活力増進と景気対策のための税制改善について

中小企業は必死の経営努力により地域経済の安定化に大きな役割を果たしており、中・長期的な観点より中小企業の活力増進と不況で被った経営基盤の強化のために税制の改善を図りたい。また、消費税の引き上げについては、今後の税制のあり方と支出の見直しを含めて総合的に検討されたい。

(要望先：財務省、経済産業省)

ア 消費税の課税売上高の1,000万円から2,000万円への引き上げ、及び仕

入れ税額控除のため簡易課税制度の事前届出制から当該年度申告時選択制への変更

イ 中小企業軽減税率適用所得金額の現行 800 万円から 1,600 万円への引き上げ、及び税率の 18% から 11% への引き下げ。

ウ 税務更正申告の還付請求期間の 1 年以内から 5 年以内への延長【新】

エ 平成 16 年度の税制改革により認められなくなった不動産譲渡損と他の所得との損益通算と翌年以降への繰越の復活

オ 同族会社の事業承継の円滑化と財務基盤の充実のため相続時の株式評価の大幅圧縮措置の実施

カ 青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除期間（各 3 年・7 年）の無制限化【新】

## 5 商工会議所における消費税の課税取引の見直しと改善について

商工会議所の業務については、対価を得て行う役務の提供とは言い難い取引が多く、消費税の課税取引には馴染まず、見直しと改善に配慮願いたい。  
(要望先：財務省、経済産業省)

ア 参加者負担金が支出金額を上回る場合には特定収入とするなどの見直し  
(消費税基本通達 5-5-3)

イ 会費等の特定収入で人件費を特定する計算方式の導入

ウ 簡易課税制度を選択できる制度の創設